

事務事業名		後期高齢者保健事業		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目	
	施策名	08 生涯にわたる健康づくりの推進		区分		会計	款
	基本事業名	01 健康づくり活動の推進		単年度繰返		01	04
根拠法令		高齢者の医療の確保に関する法律		※期間欄に開始年度を記入		01	01
所属	部課名	保健福祉部健康推進課		【開始年度】		事務事業区分	
	課長名	藤田 一枝		平成20 年度～		E 一般	
	係名	成人保健係	電話	0192-27-1581			
	担当者	金野 未夢	内線	437			
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
後期高齢者の生活習慣病を早期に発見し、重症化予防を図るため、岩手県後期高齢者医療広域連合と共同で、後期高齢者基本健康診査を実施する(施設入所者、長期入院中の者など特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に準じた対象除外者を除く)。具体的な事務としては、①健康診査の案内、②健康診査業務の委託、③健康診査の実施、④受診者への健康診査結果の通知。⑤未受診者への受診勧奨 事業費のうち主なものは健康診査業務委託料。						総投入量(千円)	
						事業費	0
						人件費	0
						総投入量(A)+(B)	0

1 現状把握の部(DO)									
(1) 事務事業の目的と指標									
① 手段(主な活動)			⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
前年度実績(前年度に行った主な活動)			名称		単位				
後期高齢者健康診査を実施。			ア	健康診査受診者数	人				
今年度計画(今年度に計画している主な活動)			イ						
前年度と同様			ウ						
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等			⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)						
後期高齢者医療被保険者			名称		単位				
			カ	後期高齢者医療被保険者	人				
			キ						
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)			⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)						
後期高齢者の生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防する			名称		単位				
			ク						
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			サ	健康診査受診率 (受診者数/(被保険者-受診対象外者))	%				
疾病を早期に発見できる。			シ						
			ス						
(2) 総事業費・指標等の推移									
		年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(目標)	7年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	1,874	1,854	1,199	1,818	2,154	2,310
		一般財源	千円	8,314	8,022	8,561	9,409	7,000	7,000
	事業費計(A)		千円	10,188	9,876	9,760	11,227	9,154	9,310
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	2	1	1
		延べ業務時間	時間	100	300	300	365	300	300
		人件費計(B)	千円	400	1,200	1,200	1,460	1,200	1,200
		トータルコスト(A)+(B)		千円	10,588	11,076	10,960	12,687	10,354
⑤活動指標		ア	人	1,249	1,236	1,352	1,418	1,540	
		イ							
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	7,471	7,353	7,284	7,399	7,500	
		キ							
		ク							
⑦成果指標		サ	%	16.7	18.1	18.5	19.1	20.0	
		シ							
		ス							

事務事業ID	1344	事務事業名	後期高齢者保健事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 高齢者の医療の確保に関する法律では、後期高齢者医療広域連合が保健事業を行うよう努めると規定されている。岩手県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者健康診査を実施することを後期高齢者医療に関する条例（平成19年11月20日施行）で定めた。同条例に基づき、広域連合と県内市町村は、共同で健康診査を実施する協定を平成20年4月1日付けで締結した。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 岩手県後期高齢者医療広域連合では、健診は市町村が実施主体となるとともに、広域連合は市町村が負担した検診費用に対し補助することとした「後期高齢者検診事業実施要綱」と「後期高齢者検診事業費補助金交付要綱」を平成20年3月1日付けで施行した。令和2年度に、後期高齢者健康診査事業実施要綱が改正され、「生活習慣病で通院中の者」が除外対象者から外された。令和6年度から特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に準じ、特定健診の除外対象者と同一の者が除外対象となる。団塊の世代が後期高齢者健康診査の対象となることに伴い、対象者数が増加する見込み。生活習慣病の一層の早期発見・早期治療につなげるため、平成29年度から血清クレアチニン検査を追加した。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
 特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 理由・内容 健康診査により生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図ることで医療費が抑制され、後期高齢者医療制度の健全な運営が推進される。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 理由・内容 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している事業であり、市が行うことは妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である 理由・内容 後期高齢者以外の市民は、それぞれが加入している健康保険の保険者が健康診査を実施することから対象・意図は妥当である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない 理由・内容 各地区公民館を会場とし、休日・夕方に実施するなどの健診方法について工夫をしてくれているが、今後も受診しやすい環境づくりや、未受診者への勧奨・健診の周知などを工夫していくことで成果を向上させる余地がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある 理由・内容 岩手県後期高齢者医療広域連合のみで実施することは困難であり、廃止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 理由・内容 岩手県後期高齢者医療広域連合が定めた要綱に基づいて実施しており、削減の余地はない。
	⑦ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げることで正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 理由・内容 人口の推計により、今後後期高齢者が増える見込みであり、受診者が増加することに比例して、健診回数や健診事務等が増える可能性があるほか、事後の対応（保健指導等）や未受診者に対する受診勧奨業務も増えると考えられることから、削減することは難しい。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である 理由・内容 受診者から一律同額の一部負担金を徴収しており、費用負担は適正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
2 改革改善（縮小・統合含む）	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×	健康推進課、長寿社会課、国保医療課が連携して実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の訪問事業やフレイル予防教室等を通じて対象者への健診周知、受診勧奨を継続して行っていく。
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																							

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
2 改革改善（縮小・統合含む）	令和4年度から実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」をさらに連携・活用することで、一層の受診率の向上が期待できる。